

介護職員等特定処遇改善について

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記 3 つの要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の**見える化**を行っていること

また当施設では**見える化要件**に基づき、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容について以下の事も行っております。

「見える化要件」とは・・・

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する当施設での具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

【入職促進に向けた取り組み】

・他産業からの転職者、主婦層、中高年者層、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

・働きながら介護福祉士取得を目指す物に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする物に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。

【両立支援・多様な働き方の推進】

・有給休暇が取得しやすい環境の整備。

【腰痛を含む心身の健康管理】

・短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員の為の休憩室の設置当健康管理対策の実施。

・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施。

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

・5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備。

【やりがい・働きがいの醸成】

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。